

7月梅雨前線豪雨による被害状況等について（第26報）

これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

下線部については前回からの変更箇所

平成16年3月12日
10時00分現在
内閣府

1. 大雨の概況（気象庁情報）

日本列島上の梅雨前線の活動は、7月後半に入ってから活発化した。18日（金）は西日本の所々で日雨量100ミリを超える大雨となった。

梅雨前線は、九州北部に停滞し、19日（土）未明には太宰府で1時間104ミリを記録するなど、福岡県を中心に激しい雨が降り、日雨量は300ミリに達した。四国でも日雨量で400ミリに達する大雨となった所があった。その後も梅雨前線は、九州北部に停滞を続け、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動がさらに活発化し、19日（土）の夜半から20日（日）の明け方にかけては、水俣の1時間81ミリをはじめとして、長崎・熊本・宮崎・鹿児島各県を中心に局地的に非常に激しい雨が降り、日雨量は200ミリを超えた。21日（月）には、東日本から西日本にかけての広い範囲で、大気的不安定な状態が続き、福島・新潟・大分・長崎各県で日雨量100ミリを超える大雨となった。

これまでの雨量実況

・1時間雨量

福岡県	太宰府	104ミリ（7月19日4時50分）
	飯塚	<u>82ミリ</u> （7月19日 <u>4時50分</u> ）
熊本県	水俣	81ミリ（7月20日1時50分）
大分県	前津江村釈迦岳	81ミリ（7月21日4時）
佐賀県	相知町八幡岳	<u>73ミリ</u> （7月19日 <u>4時50分</u> ）
長崎県	諫早市五家原岳	<u>64ミリ</u> （7月20日7時）
長崎県	福江	<u>63ミリ</u> （7月21日 <u>8時20分</u> ）
山口県	豊田町西市	51ミリ（7月21日1時）

・総雨量（7月19日00時～21日24時）

宮崎県	えびの市加久藤	431ミリ
福岡県	太宰府	340ミリ
	飯塚	300ミリ
長崎県	諫早市五家原岳	291ミリ
	小浜町雲仙岳	269ミリ
大分県	前津江村釈迦岳	287ミリ
佐賀県	太良町多良岳	272ミリ
熊本県	水俣	263ミリ

2. 主な河川の状況（国土交通省調べ：7月22日7時30分現在）

・計画高水位を超えた河川

地方整備局等名	水系名	河川名	備考
九州	遠賀川	穂波川	現在は超えていない

・危険水位を超えた河川

地方整備局等名	水系名	河川名	備考
九州	遠賀川	穂波川	現在は超えていない
		遠賀川	現在は超えていない

・警戒水位を超えた河川

地方整備局等名	水系名	河川名	備考	
中国	江の川	江の川	現在は超えていない	
九州	六角川	牛津川	現在は超えていない	
		嘉瀬川	嘉瀬川	現在は超えていない
		筑後川	城原川	現在は超えていない
		松浦川	松浦川	現在は超えていない
	遠賀川	遠賀川	現在は超えていない	
		彦山川	現在は超えていない	
		穂波川	現在は超えていない	
	川内川	川内川	現在は超えていない	
		羽月川	現在は超えていない	

3. 避難の状況（消防庁調べ：9月9日18時30分現在）

（1）避難指示

都道府県名	市町村	世帯	人数	備考
福岡県	赤池町	8	21	避難継続中
	潁田町	97	268	7月19日17:00解除

（2）避難勧告

都道府県名	市町村	世帯	人数	備考
広島県	広島市安佐北区可部町 勝木地区	17	52	7月19日11:20解除
	大野町前空地区	3	7	7月19日20:00解除
福岡県	北九州市若松区	36	90	7月21日16:30解除
	福岡市	16	28	7月19日14:40解除
	潁田町	2	8	7月21日17:00解除
	大野城市仲畑地区	35	70	7月19日11:00解除
	直方市境・感田	19	39	7月19日16:00解除
	飯塚市	101	281	7月19日15:55解除（帰宅等）
	穂波町	2	2	7月20日10:00解除
	筑穂町	48	140	7月20日8:00解除（帰宅等）

	庄内町	6	20	7月19日13:00解除
	桂川町	3	6	7月21日10:00解除
	太宰府市	147		7月21日14:00解除
長崎県	佐世保市日野町	1	3	9月1日14:00解除
熊本県	水俣市全域	12,382	30,545	7月20日16:40解除（解除後も8世帯22人が避難継続中 市営住宅等へ一時転居 仮設住宅等へ入居）
	芦北町湯浦地区	35	69	7月20日16:15解除
鹿児島県	菱刈町大山口集落	10	17	7月24日17:00一部解除（解除後も7世帯10人が避難継続中 仮設住宅等へ入居）
	菱刈町前田集落	42	110	7月20日17:00解除
	吉松町四ツ枝	130	290	7月21日14:00解除
	吉松町般若寺・山下	160	390	7月21日7:10解除
	吉松町中津川	283	668	7月21日7:10解除
	吉松町川添	246	637	7月21日7:10解除
	横川町宮下	6	13	7月21日18:00解除

4. 被害の状況

(1) 人的・住家被害（消防庁調べ：9月9日18時30分現在）

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	浸水	
			重傷	軽傷				床上	床下
岡山県									3
広島県				1			2	1	10
山口県				2			70	12	164
徳島県					1			84	190
愛媛県									6
高知県									13
福岡県	1		6	5	26	52	68	3,305	3,308
佐賀県				3			8	1	21
長崎県	1			1	2		7	3	63
熊本県	19		4	3	21	4	6	149	353
宮崎県									8
鹿児島県	2				1			3	49
合計	23		10	15	51	56	161	3,558	4,188

(主な被害の状況)

- ・ 7月19日福岡県（飯塚市、福岡市、穂波町、志免町、太宰府市等）で床上浸水3,305棟、床下浸水3,308棟（7月20日昼頃までには水は引いている。）。
- ・ 7月19日福岡県太宰府市三条で発生した土石流により死者1名
- ・ 7月20日長崎県琴海町形上郷の町道を走行中の軽自動車が流され死者1名
- ・ 7月20日熊本県水俣市宝川内集地区で発生した土石流により死者15名
- ・ 7月20日熊本県水俣市深川新屋敷地区で発生した土石流により死者4名

- ・ 7月20日鹿児島県菱刈町前目でがけ崩れにより死者2名

(2) 土砂災害 (国土交通省調べ : 9月8日17時00分現在)

- ・ 土石流等12箇所 (徳島2、福岡5、熊本3、鹿児島2)
- ・ がけ崩れ85箇所 (島根1、広島2、山口29、徳島6、福岡39、佐賀1、長崎5、熊本1、鹿児島1)

(3) 道路 (国土交通省調べ : 9月8日15時00分現在)

- ・ 通行規制箇所

	箇所数	備考
高速自動車国道	5	すべて解除
直轄国道	8	すべて解除
都道府県管理国道	19	すべて解除
都道府県道	89	9月8日15:00 現在通行規制6箇所
有料道路	1	すべて解除

(4) 鉄道関係 (国土交通省調べ : 8月4日9時現在)

九州地方においては、福岡市交通局1号線博多駅が冠水したため、中州川端駅～福岡空港駅間において7月19日6:10から20日10:38まで運転中止したほか、JR九州筑豊本線や肥薩線の土砂流出及びJR鹿児島本線等の雨量規制のため、878本が運転を中止した。

また、中国・四国地方においてもJR四国牟岐線やJR西日本山陽線等で道床流出等により運転中止した。

現在、全線復旧済。

(5) 水道の被害状況 (厚生労働省調べ : 9月8日12時現在)

- ・ 水道の断水戸数等

都道府県	延べ戸数	断水中の戸数	備考
熊本県	1,261	0	8月13日に復旧
福岡県	8,925	0	7月21日21時に復旧

(6) 通信・放送関係 (総務省調べ : 7月23日17時現在)

	箇所	備考
電気通信事業者関係 (固定電話)	5局	7月23日までに復旧
電気通信事業者関係 (携帯電話)	50基地局	7月23日までに復旧
放送関係	11事業者、 20局	7月20日までに復旧
ケーブルテレビ事業者関係	2事業者、 2施設	7月19日までに復旧
郵政事業関係 (郵便局等)	5局	7月21日までに復旧

(7) 公共土木施設 (国土交通省調べ : 16年 1 月 15 日 12 時現在)

・被災箇所数 (7 月 17 日 ~ 22 日)

	箇所数
河川	1,258
砂防施設	136
道路 (橋梁を含む)	1,120
下水道	1
公園	29
計	2,544

(8) 農林水産業関係 (農林水産省調べ : 16年 1 月 10 日現在)

・被災箇所数 (7 月 18 日 ~ 22 日)

	箇所数
農地	4,062
農業用施設	3,357
治山施設	11
林地	636
林道	944
計	9,010

(9) 文教施設 (文部科学省調べ : 7 月 23 日 15 時現在)

・被災箇所数

	箇所数
国立学校施設	1
公立学校施設	59
社会教育・体育・文化施設等	16
文化財等	17
計	93

5 . 政府の主な対応

(1) 災害応急体制の整備等

内閣府の対応

- ・内閣府情報対策室設置 (7 月 20 日 8 時 00 分)
- ・内閣府企画官を団長とする内閣府情報先遣チーム 3 名を熊本県水俣市内へ派遣 (7 月 20 日 14 時 30 分 ~ 7 月 22 日)

警察庁の対応

- ・警察庁災害警備連絡室設置 (7 月 20 日 7 時 45 分)
- ・熊本県警察通信部より、九州管区機動通信隊に出動要請 (7 月 20 日 10 時 11 分)
- ・九州管区機動通信隊、熊本県に向け出発 (7 月 20 日 12 時 05 分)
- ・九州管区機動通信隊、熊本県警察機動通信隊と共に被災地 (水俣市宝川内地区) へ向け出発 (7 月 21 日 5 時 45 分)

- ・九州管区機動通信隊は、熊本県警察機動通信隊と連携を図り被災地（水俣市宝川内地区）を撮影した地上映像を警察庁及び官邸に配信（7月21日9時47分）
- ・九州管区機動通信隊及び熊本県警察機動通信隊は、被災地（水俣市宝川内地区）における撮影を再開し、地上映像を警察庁及び官邸に配信（7月22日8時05分）

防衛庁の対応

- ・防衛庁災害対策連絡室を設置し、情報収集体制を強化（7月20日8時00分）
- ・陸自西部方面隊の九州各県の部隊が情報所を開設。地方自治体等からの情報収集にあたるとともに、要請に備え初動対処部隊を待機
- ・現地のヘリコプター映像を官邸等へ配信（7月21日13時20分、16時35分、22日11時00分）

総務省の対応

- ・福岡県飯塚市、太宰府市、志免町、穂波町及び熊本県水俣市に対し、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げ交付（8月15日）

消防庁の対応

- ・総務省消防庁災害対策室設置（第1次応急体制）（7月20日8時00分）
- ・熊本県防災消防ヘリコプター出動（7月20日8時50分）
- ・総務省消防庁災害対策本部設置（第2次応急体制）（7月20日12時00分）
- ・消防庁から広域応援対策官他2人を熊本県へ派遣（7月20日16時20分）
- ・消防庁は熊本県から災害現場の映像（録画）を受信し、内閣府及び官邸へ配信（7月20日20時～20時30分）
- ・消防庁は鹿児島県から災害現場の映像（録画）を受信し、内閣府及び官邸へ配信（7月22日9時30分～9時38分）
- ・災害対策本部から災害対策室に移行（7月26日13時30分）
- ・災害対策室閉鎖（8月14日15時30分）

文部科学省の対応

- ・文部科学省災害情報連絡室設置（7月20日13時45分）

厚生労働省の対応

- ・厚生労働省被害情報収集体制（7月19日14時00分）

農林水産省の対応

- ・農林水産省防災課災害対策室長、林野庁治山課山地災害対策室長を現地に派遣（7月21日）

経済産業省の対応

- ・九州経済産業局において、災害に係る相談窓口を設置（7月22日）

資源エネルギー庁の対応

- ・電気料金に係る特別措置

災害救助法適用地域における電気料金の支払期限延長等の特別措置に係る九州電力(株)からの申請を受け、即日認可(7月22日)

- ・ガス料金に係る特別措置

災害救助法適用地域におけるガス料金の支払期限延長等の特別措置に係る飯塚ガス(株)からの申請を受け、即日認可(7月23日)

中小企業庁の対応

- ・政府系中小企業金融機関、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会及び九州経済産業局に対し、災害に係る相談窓口設置を指示するとともに、災害救助法適用に伴い政府系中小企業金融機関に対して災害復旧貸付の要請(7月22日14:00)

- ・政府系中小企業金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、返済猶予等既往債務の条件変更及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じた対応を行うよう指示(7月22日14:00)

- ・8月29日、信用保証協会による経営安定関連保証の保険限度額の別枠化等の措置を官報で告示(災害救助法適用日に遡及適用)

国土交通省の対応

- ・国土交通省警戒体制(7月19日4時20分)

- ・国土交通省災害対策用ヘリコプター「はるかぜ号」による現地調査を実施(7月19日、20日、21日)

- ・国土交通省衛星通信車を現地派遣(7月20日11時56分)現地画像を官邸及び関係機関に配信中。その他照明車等派遣。

- ・国土交通省砂防関係職員3名(砂防部保全課担当者1名、国土技術政策総合研究所砂防研究室2名)の現地派遣(7月20日~21日)

- ・国土交通省河川局防災課総括災害査定官他1名を緊急調査のため現地へ派遣(7月21日~)

- ・国土交通省所有の排水ポンプ車について、9台を現地に派遣(7月19日~20日)

- ・国土交通省注意体制へ切り替え(7月22日19時00分)

- ・国土交通副大臣が現地を視察(7月29日)

- ・国土交通省警戒体制へ切り替え(7月30日2時00分)

- ・国土交通省注意体制へ切り替え(7月30日17時30分)

- ・国土交通省注意体制解除(7月31日9時30分)

気象庁の対応

- ・気象庁警戒体制(7月19日6時00分)

- ・福岡管区気象台災害警戒本部設置(7月20日11時35分)

- ・福岡管区気象台災害警戒本部解散(7月22日17時00分)

- ・土砂崩れ等による二次災害防止の観点及び自治体の避難勧告等の事前対策を講じやすくするため当分の間、熊本県芦北地方の水俣市を対象とする大雨注意報・警報の暫定基準による運用開始（7月25日11時00分）

海上保安庁の対応

- ・水俣市災害対策本部から要請（7月20日19時28分）を受け、第十管区海上保安本部が巡視船艇4隻及び航空機2機により海上搜索実施。
- ・7月22日巡視船艇5隻及び航空機1機により搜索
- ・7月23日巡視船艇4隻及び航空機1機により搜索。この他長崎県琴海町の行方不明者が海上へ流されているおそれもあることから、巡視艇1隻にて河口付近の搜索実施。
- ・7月24日巡視船艇3隻及び航空機1機により搜索
- ・7月25日巡視船艇等により搜索
- ・7月26日行方不明者が全員発見されたことから巡視船艇等による搜索終了

（2）災害対策関係省庁連絡会議の開催（7月20日15時）

下記を中心に、災害応急対策および情報収集に万全を期すことを確認。
行方不明者の搜索救助に全力をあげること。

今後も被害が拡大するおそれがあるので、関係機関は引き続き迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行い、関係地方公共団体も含め、緊密な連携を図り、警戒態勢に万全を期すること。

これまでに生じた被害に対する応急対策等適切な対応を続け、復旧が速やかに進められるよう対応すること。

事態の推移に応じ必要があれば、今後においても災害対策関係省庁連絡会議を開催する等、関係省庁の連携を密にしていくこと。

（3）政府調査団の派遣

- ・鴻池防災担当大臣を団長とする政府調査団11府省庁34名を熊本県及び鹿児島県へ派遣（7月22日）

（4）自衛隊の災害派遣

7月19日から（福岡県への派遣）

- ・7月19日6:15福岡県知事から陸自第4師団長に災害派遣要請
- ・7月19日6:49以降連絡要員を飯塚市、直方市、穂波町、小竹町等へ派遣
- ・7月19日8:25以降第4後方支援連隊から人員約110名を宇美川へ派遣、土のう作成を実施
- ・7月19日9:15第4後方支援連隊から人員14名を宇美町へ派遣、給水支援を実施
- ・7月19日9:36第2高射特科群・第2施設群から人員約40名を飯塚市へ派遣、じ後、孤立者救助を実施
- ・7月19日9:55以降第2施設群・第5施設団から人員約50名を穂波町へ派遣、孤立者救助を実施
- ・7月19日10:00第4飛行隊からOH-6×1機離陸
- ・7月19日13:25第4化学防護隊から人員6名を志免町へ派遣、給水支援を実施
- ・7月20日6:00撤収要請

- ・ 7月20日14:30福岡県知事から第2高射特科団長に災害派遣要請
- ・ 7月20日14:30第2高射特科団から人員約250名を飯塚市へ派遣、災害ゴミの収集撤去を実施
- ・ 7月21日14:27第2高射特科団から人員約20名を飯塚市へ派遣、給食支援を実施
- ・ 7月21日19:00 21日の活動を終了
- ・ 7月22日7:30第2高射特科団から人員約350名、車両約60両を飯塚市へ派遣、災害ゴミの収集撤去を実施
- ・ 7月22日19:00 22日の活動を終了
- ・ 7月23日7:30第2高射特科団から人員約350名、車両約50両を飯塚市及び穂波町へ派遣、災害ゴミの収集撤去を実施
- ・ 7月23日13:50穂波町における活動終了
- ・ 7月23日18:30 23日の活動終了
- ・ 7月24日7:30第2高射特科団から人員約320名、車両約50両を飯塚市へ派遣、災害ゴミの収集撤去を実施
- ・ 7月24日13:30撤収要請
派遣規模（延べ）：人員約1,750名、車両約280両、渡河ボート18隻、航空機2機

7月20日から（熊本県、鹿児島県への派遣）

- ・ 7月20日5:20熊本地連から連絡要員4名を水俣市役所へ派遣
- ・ 7月20日7:00第8特科連隊から連絡要員2名を水俣市役所へ派遣
- ・ 7月20日7:15熊本県知事から陸自第8師団長に災害派遣要請
- ・ 7月20日7:25陸自第8師団から連絡要員2名を熊本県庁へ派遣
- ・ 7月20日7:26以降海自護衛艦「おおよど」から連絡要員3名を水俣市役所へ派遣、その後人員60名を水俣市へ派遣、救出活動を実施（20日20:00終了）
- ・ 7月20日7:35第8特科連隊から人員9名を派遣、地上からの被害状況の偵察を実施
- ・ 7月20日8:00以降第8特科連隊等から人員約190名を水俣市へ派遣、救出活動を実施
- ・ 7月20日10:30以降第8師団司令部等から連絡要員約10名を水俣市役所へ派遣
- ・ 7月20日14:30鹿児島県知事から陸自第12普通科連隊長に災害派遣要請。陸自第12普通科連隊から連絡要員3名を菱刈町役場へ派遣
- ・ 7月20日15:00第12普通科連隊から人員約50名を菱刈町へ派遣
- ・ 7月20日15:30以降第8後方支援連隊等から人員約20名を水俣市へ派遣、給水活動を実施
- ・ 7月20日19:30鹿児島県菱刈町における20日の活動を終了（熊本県水俣市においては夜間も救助活動を実施）
- ・ 7月21日7:00鹿児島県菱刈町において救助活動を開始
- ・ 7月21日9:00海自護衛艦「おおよど」（人員約120名）により水俣川河口付近の海上捜索を開始（21日19:00終了）
- ・ 7月21日9:19陸自UH-1×1機、OH-6×1機が離陸。上空からの映像の撮影（13:20から官邸へ録画配信）
- ・ 7月21日10:20鹿児島県知事から陸自第12普通科連隊長に撤収要請

- ・ 7月21日15:35陸自UH - 1 × 2機が離陸。上空からの映像を撮影（16:30から官邸へライブ配信）
- ・ 7月21日18:00熊本県水俣市における救助活動を終了
- ・ 7月21日21:00熊本県水俣市における給水支援活動を終了
- ・ 7月22日8:00熊本県水俣市において救出活動、給水支援活動を開始（人員約200名、車両約30両）
- ・ 7月22日10:23陸自OH - 6 × 1機が離陸。上空からの捜索を実施
- ・ 7月22日10:29陸自UH - 1 × 2機が離陸。上空からの捜索を撮影（11:00から官邸へライブ配信）
- ・ 7月22日17:00熊本県水俣市における救助活動を終了
- ・ 7月22日21:00熊本県水俣市における給水支援活動を終了
- ・ 7月23日8:00熊本県水俣市において救出活動、給水支援活動を開始（人員約130名、車両約40両）
- ・ 7月23日9:30陸自OH - 6 × 1機が離陸。上空からの捜索を実施
- ・ 7月23日16:55熊本県水俣市における給水支援活動を終了
- ・ 7月23日18:00熊本県水俣市における救出活動を終了
- ・ 7月24日8:00熊本県水俣市において救出活動を開始（人員約130名、車両約40両）
- ・ 7月24日10:00陸自OH - 6 × 1機が離陸。上空からの捜索を実施
- ・ 7月24日19:00熊本県水俣市における救出活動を終了
- ・ 7月25日8:00熊本県水俣市における救出活動を開始（人員約120名、車両約30両）
- ・ 7月25日10:00以降陸自OH - 6 × 1機が離陸。じ後上空からの捜索を実施
- ・ 7月25日15:14以降陸自CH - 47 × 1機が離陸。じ後上空からの捜索を実施。
- ・ 7月25日17:00熊本県水俣市における救出活動を終了
- ・ 7月26日8:30熊本県水俣市における救出活動を開始（人員約90名、車両約20両）
- ・ 7月26日10:42撤収要請
 派遣規模（延べ）：（陸自）人員約1,320名、車両約370両、航空機13機
 （海自）人員約180名、艦艇1隻

（5）広域応援

- ・ 警察庁において福岡県警察広域緊急援助隊42人を熊本県に派遣を決定（7月20日17時55分）
- ・ 福岡県警察広域緊急援助隊が現場（宝川内地区）に向け出発（7月21日2時45分）
- ・ 福岡県警察広域緊急援助隊42人水俣市宝川内地区に到着、活動開始（7月21日7時55分）
- ・ 福岡県警察広域緊急援助隊は、被災地において行方不明の捜索を開始（7月22日8時00分）

（6）災害救助法関連

- ・ 福岡県飯塚市、福岡市、太宰府市、穂波町及び志免町に対し、福岡県は災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与等を実施（適用日7月19日）

- ・熊本県水俣市に対し、熊本県は災害救助法の適用を決定し、避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与等を実施（適用日7月20日）。熊本県では、水俣市に応急仮設住宅14戸建設（8月14日より入居）。

（7）被災者生活再建支援法関連

- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を熊本県水俣市に適用。（7月25日報告 適用日7月20日）
- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を福岡県福岡市、飯塚市、太宰府市、志免町、穂波町に適用。（8月1日報告 適用日7月18日）

（8）激甚災害の指定

- ・「平成15年7月18日及び同月22日までの間の豪雨による災害」として激甚災害に指定し、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置等を適用（9月2日閣議決定、5日公布・施行）。

（9）局地激甚災害の指定

- ・「平成15年7月18日から同月21日までの間の豪雨による災害」として、福岡県嘉穂郡潁田町及び田川郡金田町、長崎県西彼杵郡西彼町並びに熊本県水俣市及び葦北郡芦北町について、特定地域に係る激甚災害（局地激甚災害）に指定し、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を適用（16年3月9日閣議決定、12日公布・施行）。

6．その他の機関の対応

（1）独立行政法人防災科学技術研究所

- ・熊本県水俣市宝川内地区の現地調査のため、研究員1名を派遣（7月23日）

（2）日本郵政公社の救援対策

全国の郵便局において被災者の救助等を行う団体あて救助用郵便物の無料引受けを行っているほか、被災者が差し出す通常郵便物の料金免除や、被災者に対する郵便貯金及び簡易保険の非常取扱い等を実施（7月22日～）

（郵便にかかる対策については、12月31日までにすべて終了。郵便貯金にかかる対策については、郵便振替による災害義援金の無料送金サービスのみ実施中。簡易保険にかかる対策については、8月29日までに終了。）

（3）日本赤十字社の救護活動

- ・本社において、第1次救護体制のもと、関係各支部と連絡をとり、被災状況及び救護対応の状況について情報収集。
- ・福岡県、熊本県、鹿児島県の被災した自治体に救援物資（毛布、日用品セット等）を配布（7月19日、20日）
- ・熊本県水俣市へ救護班派遣

(4) 日本放送協会の対応

- ・福岡県飯塚市、穂波町、福岡市、太宰府市及び志免町（7月19日）、熊本県水俣市（7月20日）において、災害救助法の適用を受けた地域の放送受信契約者のうち、受信機を設置している建物の災害の程度が床上浸水以上の被害を受けたものの放送受信料を免除

(5) 住宅金融公庫の対応

- ・災害復興住宅融資の受付開始（7月23日）

(6) 農林漁業金融公庫の対応

- ・農林漁業金融公庫において相談窓口を設置（7月23日）

(7) 政府系中小企業金融機関等の対応

- ・災害救助法適用に伴い九州七県における政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫）の各支店及び信用保証協会が災害復旧相談窓口を設置（7月22日）
- ・政府系中小企業金融機関（同上）の各支店及び信用保証協会が貸出手続の迅速化、返済猶予等既往債務の条件変更及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じた対応を実施（7月22日）
- ・政府系中小企業金融機関（同上）が災害復旧貸付を実施（7月22日）
- ・信用保証協会による経営安定関連保証の保険限度額の別枠化等の措置の実施（災害救助法適用日に遡及適用）

(8) 義援金の募集受付

- ・日本赤十字社による水俣市豪雨災害義援金（7月22日～8月29日）及び7.18福岡県大雨災害義援金（7月24日～8月29日）の募集受付
- ・熊本県共同募金会による義援金募集の実施（7月23日～8月22日）、また災害等準備金の拠出による「水俣市災害ボランティアセンター」を通じたボランティア活動支援のため、100万円の配分を決定